

亘理町防災会議

日 時：令和 4年 2月 1日（火）

午前10時00分から

場 所：亘理町役場 2階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. あいさつ 亘理町長 山田周伸

4. 委員紹介

5. 協 議

(1) 地域防災計画・防災会議及び委員の位置付けについて 【資料1】

(2) 計画の構成・諸計画等との関連について 【資料2】

(3) 主な修正内容・方針について 【資料3】

(4) 亘理町津波避難計画の修正について 【資料4】

(5) 今後のスケジュールについて 【資料5】

(6) その他

6. 閉 会

1. 地域防災計画の位置づけ

- ・地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、亶理町防災会議が作成する計画である（表－1 参照）。
- ・亶理町のみならず、県、防災関係機関がその有する全機能を有機的に発揮し、町域における各種災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより、町の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としている。

表－1 災害対策基本法（抜粋）

<p>(市町村地域防災計画)</p> <p>第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>1. 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱</p>
--

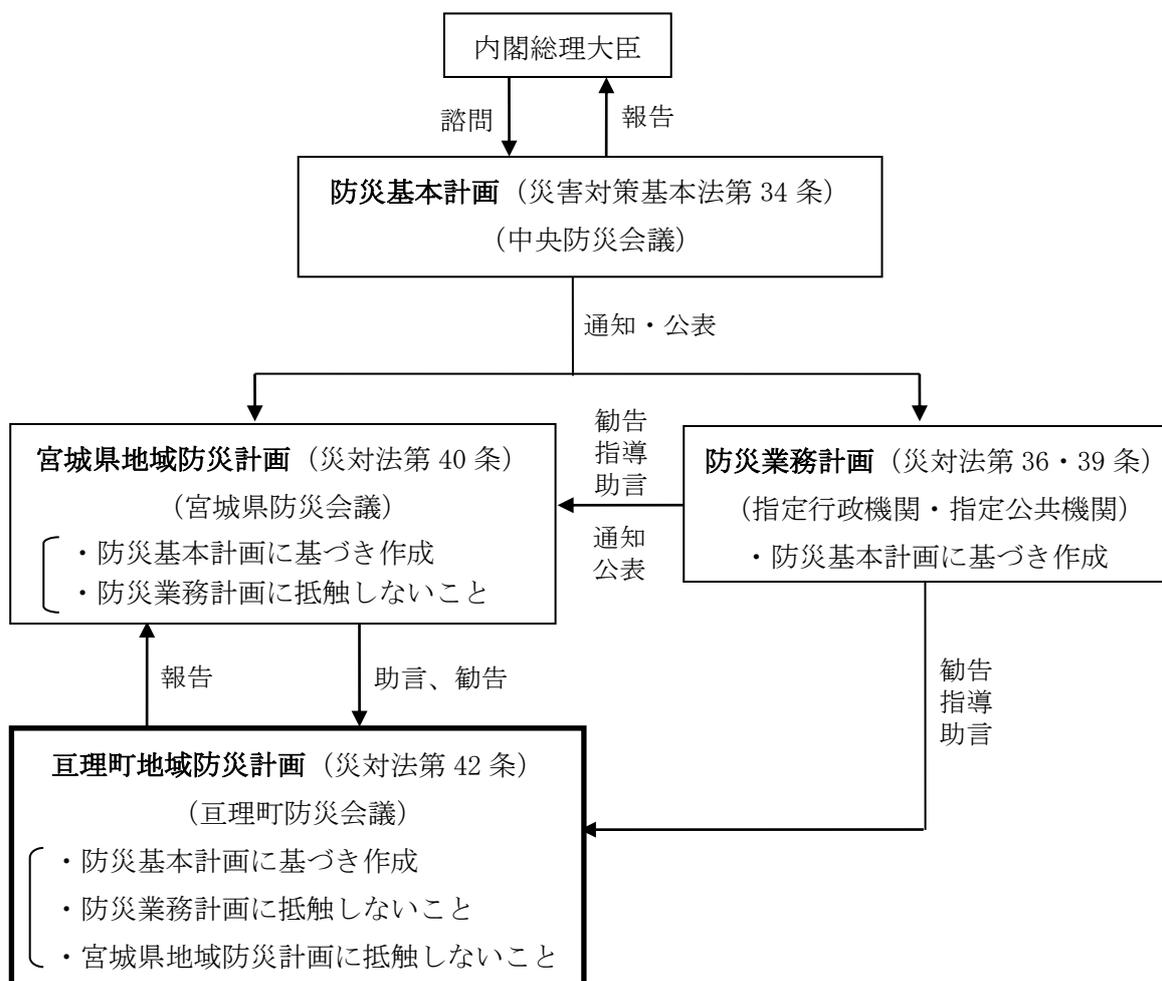


図-1 亶理町地域防災計画の位置づけ

2. 防災会議及び委員の位置づけについて

- ・地域防災計画の策定にあたっては、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、市町村防災会議が設置されることとなっており、その旨を市町村条例にて定める旨が、同法第 16 条第 6 項の規定により定められている。(表-2 参照)

表-2 災害対策基本法(抜粋)

<p>(市町村防災会議)</p> <p>第 16 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。</p> <p>～～中略～～</p> <p>6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。</p>

- ・これに基づき、町条例にて下記により定められており、その会長及び委員は同条例第 3 条により、専門委員については第 4 条により定められているものである。(表-3 参照)

表-3 亶理町防災会議条例(抜粋)

<p>(会長及び委員)</p> <p>第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、町長をもって充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者</p> <p>(2) 宮城県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者</p> <p>(3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員</p> <p>(4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者</p> <p>(5) 町の教育委員会の教育長</p> <p>(6) 町の消防長及び消防団長</p> <p>(7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>(8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者</p> <p>6 委員の定数は、30 人以内とする。</p> <p>7 前項の委員は、再任することができる。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。</p> <p>3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p>

- ・これらにより、本会議の委員を次のように定めたものである。

○亘理町防災会議委員

機 関 名	機 関 名	機 関 名
①町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者		
東北農政局 宮城県拠点	総括農政推進官	熊 井 馨
東北地方整備局 仙山河川国道事務所	所長	中 尾 吉 宏
海上保安庁 宮城海上保安部	部長	有 馬 雄 一
陸上自衛隊 第2施設団第301水際障害中隊	中隊長	阪 本 大 介
気象庁 仙台管区気象台 気象防災部	防災調査課長	島 津 勝 也
②宮城県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者		
宮城県仙台地方振興事務所	所長	富 田 政 則
宮城県仙台保健福祉事務所	所長	今 野 直 樹
宮城県仙台土木事務所	所長	後 藤 寿 信
③警察署の警察署長又はその指名する職員		
亘理警察署	署長	加 茂 輝 夫
④町長がその内部職員のうちから指名する者		
亘理町	副町長	三戸部 貞 雄
亘理町財政課	課長	大 堀 俊 之
亘理町都市建設課	課長	袴 田 英 美
⑤町の教育委員会の教育長		
亘理町教育委員会	教育長	奥 野 光 正
⑥町の消防長及び消防団長		
亘理地区行政事務組合あぶくま消防本部	消防長	村 上 良 幸
亘理町消防団	団長	清 野 喜久雄
⑦町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者		
東日本旅客鉄道(株) 岩沼駅	駅長	五十嵐 善 雄
東日本電信電話(株)宮城事業部 災害対策室	室長	佐 藤 勇 悦
東北電力ネットワーク(株) 岩沼電力センター	所長	上 村 武 司
東日本高速道路株式会社 仙台東管理事務所	所長	成 澤 徹
⑧前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者		
亘理町自主防災会連絡協議会	会長	鈴 木 達 朗
宮城県漁業協同組合仙南支所	支所運営委員長	菊 地 幹 彦
亘理土地改良区	理事長	日 下 清 一
亘理町民生委員・児童委員協議会	会長	岡 崎 正 利
亘理町社会福祉協議会	会長	陰 山 俊 明
亘理郡医師会	会長	板 橋 敏 之
亘理町校長会	会長	上 原 徹
亘理町婦人防火クラブ連合会	会長	平 間 文 子
亘理町重症心身障がい児者 親の会	会長	佐 藤 洋 子
	女性委員	田 原 洋 子
	女性委員	佐 藤 寛 子

○専門委員

機 関 名	機 関 名	機 関 名
東北大学 災害科学国際研究所	准教授	佐 藤 翔 輔

● 計画の構成・諸計画等との関連について

1. 互理町地域防災計画の構成

互理町地域防災計画では、平成26年2月に改定した際から、本町で主に想定される災害の種類を『地震』『津波』『風水害』の3種に定め、講じるべき対策等をまとめています。

(※上記以外の災害については、風水害対策編に、予防・応急の概要を記載しています。)

また、防災対応に係る各フェーズ(予防・応急・復旧復興)に応じ、関係機関を含めたあらゆる観点から、適切な動作を実践できるよう、計画を策定しています。

地震対策編	津波対策編	風水害対策編
1. 総則	1. 総則	1. 総則
2. 災害予防対策	2. 災害予防対策	2. 災害予防対策
3. 災害応急対策	3. 災害応急対策	3. 災害応急対策
4. 復旧・復興対策	4. 復旧・復興対策	4. 復旧・復興対策
5. 原子力災害対策		

2. 各種計画・対応マニュアル等との関連について

地域防災計画の修正に合わせ、関連する計画・対応マニュアル等も整理を進めています。

直近の令和2年4月の改定の際には、新たに『業務継続計画(BCP)』等を定め、災害時において実施する業務の優先度や、必要となる人的・物的資源(リソース)について整理しています。

○ 主に関連性の高い計画・マニュアル等



互理町津波避難計画



互理町業務継続計画



互理町災害時受援計画



災害対策本部設置運営マニュアル



職員初動対応マニュアル



避難所開設運営マニュアル

●主な修正内容・方針等について

1. 修正に係る基本的な方針等

現行の亘理町地域防災計画は、令和2年4月に改正しており、主に防災拠点となる亘理町役場本庁舎に移転に係る関連事項の修正、及び平成26年2月以降の法令・諸計画等の変更・修正を施した内容となっております。

その後に、全国各地で発生した災害からの教訓や、国・県の計画修正、本町防災体制の整備状況、新型コロナウイルス感染症等の社会情勢などを踏まえ、その時点で最新の知見に基づく計画へと、修正を行いたいものです。

2. 修正事項の整理

今般の修正にあたり、現行の計画に対して、修正が必要と思われる事項・記載等については、主に次の3つの種別に基づいて整理しました。

【1】災害の教訓により法令・計画等に改正があったもの

【2】社会情勢を鑑みた適切な防災対応が求められるもの

【3】本町の防災行政の進捗に合わせた修正が必要なもの

また、字句・単語・数値などの軽微な修正等についても、併せて行いたいと考えているものです。

3. 主な修正項目

次ページ以降に、今般の修正に係る主な修正項目を、個別に示します。

<修正種別>

【1】災害の教訓により法令・計画等に改正があったもの

●修正項目等の標題

避難情報の名称変更に対応

○修正する内容の概要

- ・市町村長が発令する避難情報については、その「文言の伝わりやすさ」について、度重なる議論・修正が為されてきました。
- ・令和元年台風第19号を踏まえた議論においては、警戒レベルの運用に合わせ、より緊急度が伝わること・早期避難の決心を促せることを目的として、令和3年5月に災対法が改正されました。

○巨理町地域防災計画の該当する項目 (主に修正する箇所)

	地震	津波	風水害
	第3章 応急 第12節 「避難活動」	第3章 応急 第12節 「避難活動」	第3章 応急 第14節 「避難活動」



より早い避難行動開始を促すため文言が修正された

<主な修正箇所>

修 正 後	現 行
<p>地震対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難活動</p> <p>第3 避難の指示又は勧告</p> <p>(略)</p> <p>2 避難指示-(緊急)-又は勧告</p> <p>町長は、地震や降雨によるがけ崩れなど、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の勧告又は指示を発令する。あわせて、必要に応じ指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図る。</p> <p>(1) 避難指示-(緊急)-と避難勧告等 「勧告」とは、災害を知覚し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</p> <p>「避難指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。</p>	<p>地震対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難活動</p> <p>第3 避難の指示又は勧告</p> <p>(略)</p> <p>2 避難指示 <u>(緊急) 又は勧告</u></p> <p>町長は、地震や降雨によるがけ崩れなど、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の勧告又は指示を発令する。あわせて、必要に応じ指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図る。</p> <p>(1) 避難指示 <u>(緊急) と避難勧告等</u> <u>「勧告」とは、災害を知覚し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</u></p> <p>「避難指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、<u>「勧告」よりも拘束力が強く、</u>住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。</p>

<修正種別>

【1】災害の教訓により法令・計画等に改正があったもの

●修正項目の標題

災害ボランティアセンター運営体制の明確化

○修正する内容の概要

・先の被災経験を踏まえ、被災地におけるボランティアセンターは、「町社会福祉協議会を軸とした運営とする」旨を定めていたが、設置者や費用負担等に関する明確な記述がありませんでした。

・令和2年7月豪雨を踏まえ、災害ボランティアセンターの運営に関する費用の一部が、災害救助法の適用対象となり、改めて、設置者・運営者の区分や役割分担などの細部を明確化しました。

○巨理町地域防災計画の該当する項目 (主に修正する箇所)

	地震	津波	風水害
第2章 予防	第2章 予防	第2章 予防	第2章 予防
第12節	第11節	第8節	第8節
「ボランティアのコーディネート」	「ボランティアのコーディネート」	「ボランティアのコーディネート」	「ボランティアのコーディネート」



全国からの善意であるボランティア活動は早期の復旧・復興に必要不可欠である

<主な修正箇所>

修正後	現 行
<p>地震対策編 第2章 災害予防対策 第12節 ボランティアの<u>コーディネート</u></p> <p>第5 一般ボランティアの受入れ体制</p> <p><u>町は、災害時の応急対応活動として、一般ボランティアを受け入れ、ボランティア活動を行うこととなった場合には、町社会福祉協議会との協定に基づき、『互理町災害ボランティアセンター』を設置し、町社会福祉協議会が主体的に運営することとなっている。</u></p> <p><u>このことから、町は、平時より</u>町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会と連携し、町内ボランティア団体等の協力を得ながら、次のような準備、取組を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2—行政の支援</p> <p><u>町は、災害ボランティアの受入れに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、町社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</u></p>	<p>地震対策編 第2章 災害予防対策 第12節 ボランティアの<u>受入れ</u></p> <p>第5 一般ボランティアの受入れ体制</p> <p>1 一般ボランティアの受入れ体制づくり</p> <p><u>町社会福祉協議会は、町及び県社会福祉協議会と連携し、町内ボランティア団体等の協力を得ながら、次のような準備、取組を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 行政の支援</p> <p><u>町は、災害ボランティアの受入れに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、町社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</u></p>

<修正種別>

【2】社会情勢を鑑みた適切な防災対応が求められるもの

●修正項目の標題

新型コロナウイルス感染症等への対策を追記

○修正する内容の概要

- ・令和2年2月頃より日本国内での感染拡大を見せた新型コロナウイルス感染症など、流行性疾患の蔓延は、初動対応～避難生活に至るまで、非常に大きな影響を及ぼすことが、改めて認識されました。
- ・避難そのものの考え方や避難所の運営、備蓄品の内容に至るまで、“新たな命の危機”に対応するための内容を追記しました。

	地震	津波	風水害
○ 巨理町地域防災計画の該当する項目 (主に修正する箇所)	第2章 予防 第22節 「避難収容対策」	第2章 予防 第22節 「避難収容対策」	第2章 予防 第17節 「避難収容対策」



感染予防に最大限の注意を払った避難所受付体制

【災害が発生した時に】
新型コロナウイルス感染症予防のため

避難所に到着しても

入場をお待ちください

避難者の方が一斉に1箇所(体育館など)に避難すると人の『密集』が発生しウイルス感染のリスクが高まります。



状況を確認して、順次お声がけします。
お車の中などで、少々お待ちください。
現地の係員等の指示に、ご協力ください。

巨理町災害対策本部 (TEL:0223-34-1111)

<主な修正箇所>

修正後	現 行
<p>地震対策編 第2章 災害予防対策 第22節 避難収容対策</p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 (略)</p> <p>第8 <u>新型コロナウイルス感染症等の流行性疾患への対応</u></p> <p><u>令和2年2月頃より世界的な拡大を見せた新型コロナウイルス感染症など、災害時の避難収容にも大きな影響を及ぼすものと考えられる流行性疾患に対しては、避難者・受け入れ側ともに、あらかじめ平常時から考え方や対策等を整理し、周知を図るものとする。</u></p> <p><u>(1) 多様な避難先の選択</u> (※本文の記載は省略)</p> <p><u>(2) 個人用衛生資機材の携行・備蓄</u> (※本文の記載は省略)</p> <p><u>(3) 避難所施設入所時の対応</u> (※本文の記載は省略)</p>	<p>地震対策編 第2章 災害予防対策 第22節 避難収容対策</p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 (略)</p>

<修正種別>

【2】社会情勢を鑑みた適切な防災対応が求められるもの

●修正項目の標題

要配慮者『個別避難計画』策定手順の整理

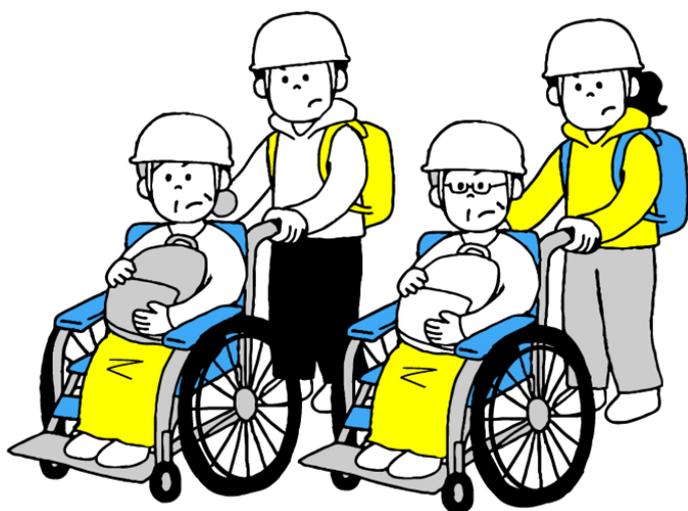
○修正する内容の概要

・高齢者や障害者、乳幼児など特に配慮を要する者の避難については、早期で確実な避難を実践するために、予め計画を策定しておくことが、求められるものです。

・策定にあたって、様々な観点の要素を整理する必要があり、今般の修正においては、その優先度等に関する記述を整理しました。

○巨理町地域防災計画の該当する項目 (主に修正する箇所)

	地震	津波	風水害
第2章 予防 第24節 「要配慮者・避難 行動要支援者への 支援対策」	第2章 予防 第24節 「要配慮者・避難 行動要支援者への 支援対策」	第2章 予防 第24節 「要配慮者・避難 行動要支援者への 支援対策」	第2章 予防 第19節 「要配慮者・避難 行動要支援者への 支援対策」



避難に時間のかかる人ほど早めの避難を決心できる『個別計画』が必要となる

<主な修正箇所>

修 正 後	現 行
<p>地震対策編 第2章 災害予防対策 第24節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第2 高齢者、障害児者等への支援対策 (4) 個別避難計画の策定</p> <p>町は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別避難計画が策定されるよう努める。</p> <p>個別避難計画の策定については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。</p> <p><u>個別避難計画の策定にあたっては、優先度が高いと判断する避難行動要支援者については、特に町が支援することにより計画が策定されるよう努める。優先度については、ハザードマップ上危険な地域かどうかの他、本人の心身の状況や社会的孤立の状況により判断する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>地震対策編 第2章 災害予防対策 第24節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第2 高齢者、障害児者等への支援対策 (4) 個別____計画の策定</p> <p>町は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別____計画が策定されるよう努める。</p> <p>個別____計画の策定については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。</p> <p>(略)</p>

<修正種別>

【2】社会情勢を鑑みた適切な防災対応が求められるもの

●修正項目の標題

性的少数者に対する配慮の記述を追記

○修正する内容の概要

・災害からの避難において、性的少数者であることを理由に、避難行動を躊躇したり、避難後の生活にも窮屈な思いを強いられたりすることなどが指摘されています。

・共同生活を送る空間である避難所において、誰もが暮らしやすい環境を作り、全ての避難者の意思を最大限に尊重できるような体制を構築すべく、記述を新たに追記しました。

○巨理町地域防災計画の該当する項目 (主に修正する箇所)

地震	津波	風水害
第3章 応急 第12節 「避難活動」	第3章 応急 第12節 「避難活動」	第3章 応急 第14節 「避難活動」



様々な人たちが共同生活を送る避難所においては『相互理解』によって暮らしの安心が保たれる

<主な修正箇所>

修 正 後	現 行
<p>地震対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難活動</p> <p>第6 指定避難所の開設及び運営</p> <p>5 指定避難所の運営</p> <p>(1) 指定避難所の運営 (※本文の記載は省略)</p> <p>(2) 避難所の環境維持 (※本文の記載は省略)</p> <p>(3) 男女共同参画 (※本文の記載は省略)</p> <p><u>(4) 性的少数者に対する配慮</u></p> <p><u>町は、避難者における性的少数者（いわゆる『LGBTQ+』）について、避難生活等に対する不安を解消するために必要な対策について配慮する。</u></p> <p><u>特に、居住空間の割当・トイレ・着替えや入浴・洗濯・物資支援など、生活の様々な場面において、必要に応じて支援団体等とも連携しながら、性的少数者の意思を最大限に尊重できるような体制作りに努める。</u></p>	<p>地震対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難活動</p> <p>第6 指定避難所の開設及び運営</p> <p>5 指定避難所の運営</p> <p>(1) 指定避難所の運営 (※本文の記載は省略)</p> <p>(2) 避難所の環境維持 (※本文の記載は省略)</p> <p>(3) 男女共同参画 (※本文の記載は省略)</p>

<修正種別>

【3】本町の防災行政の進捗に合わせた修正が必要なもの

●修正項目の標題

巨理町防災倉庫を軸とした支援体制の充実

○修正する内容の概要

・令和3年2月に供用を開始した『巨理町防災倉庫』については、巨理町役場本庁舎に隣接し、支援物資の備蓄・受入・仕分け・配送等に関し、基幹的な役割を担う機能を有している。

・国が提供している『物資調達・輸送調整等支援システム』等の活用も視野に、いわゆる“ラストワンマイル問題”を生まないように、効率的に支援を行き渡らせる体制について、記載の充実化を図った。

	地震	津波	風水害
○ 巨理町地域防災計画の該当する項目 (主に修正する箇所)	第2章 予防 第16節 「防災活動拠点等の整備」	第2章 予防 第16節 「防災活動拠点等の整備」	第2章 予防 第12節 「防災活動拠点等の整備」



防災拠点として物流機能の軸となることが期待される



東日本大震災時の経験を踏まえ
備蓄に加えて物資の受入・仕分けを
十分に行えるスペースを有する

<主な修正箇所>

修 正 後	現 行
<p>地震対策編 第2章 災害予防対策 第16節 防災活動拠点等の整備</p> <p>第4 防災用資機材の整備</p> <p>既存の避難所併設の備蓄倉庫や亙理高校内の備蓄倉庫には、「第1編第2章第23節食料、飲料水及び生活物資の確保」に記載した資機材を整備するとともに、飲料水、毛布、ビニールシート、<u>避難所用衛生資機材</u>等の生活物資の確保に努める。</p> <p><u>また、『亙理町防災備蓄計画』等に基づき、同計画に十分な備蓄品の収容能力を持ち、支援物資の受入れ、一時保管、仕分け、再配送等を円滑に行うことができる機能をもった亙理町防災倉庫が整備されたことから、防災拠点施設として最大限の活用を図る。</u></p> <p>また<u>加えて</u>、町及び消防本部は、応急活動用資機材、化学消火薬剤等の備蓄に努めるとともに、関係機関、団体等が保有している化学消火薬剤等についても速やかに調達・活用ができる体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>地震対策編 第2章 災害予防対策 第16節 防災活動拠点等の整備</p> <p>第4 防災用資機材の整備</p> <p>既存の避難所併設の備蓄倉庫や亙理高校内の備蓄倉庫には、「第1編第2章第23節食料、飲料水及び生活物資の確保」に記載した資機材を整備するとともに、飲料水、毛布、ビニールシート等の生活物資の確保に努める。</p> <p>また、町及び消防本部は、応急活動用資機材、化学消火薬剤等の備蓄に努めるとともに、関係機関、団体等が保有している化学消火薬剤等についても速やかに調達・活用ができる体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p>

●巨理町津波避難計画の修正について

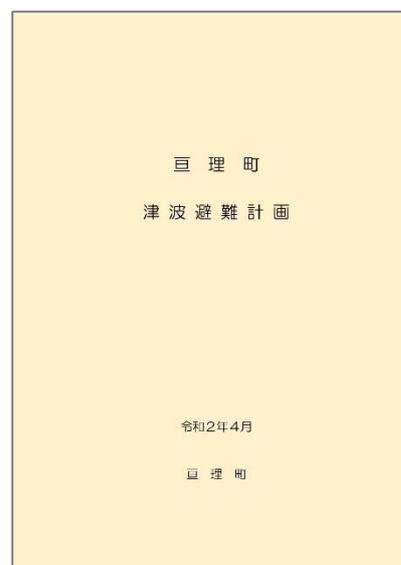
1. 巨理町津波避難計画の特徴

巨理町津波避難計画については、平成 23 年 3 月に発生した『東日本大震災』を機に、平成 26 年 2 月に新規策定したものであり、被災の経験と教訓を踏まえ、より実践的な津波避難行動の考え方の基本となるものを示した計画です。

特に、本町の津波避難計画においては、平野部かつ非市街地である本町の特性に応じ、日常生活における生活様態も考慮しながら、津波の浸水想定区域から立ち退くにあたって徒歩と自動車を組み合わせて策定された、全国的にも特徴的な計画となっています。

また、避難の実効性を高めるべく、例年、同計画に基づく避難訓練等が行われており、特に沿岸部住民の方々の、自発的・能動的な避難行動と日常的な避難計画策定は、年を追うごとに習熟度を増しているものと考えております。

今後とも、沿岸部住民の生命に直結する計画として、常に最新の知見を盛り込んだ内容として、整理することが求められるものです。



2. 巨理町地域防災計画の修正に合わせた修正事項の整理

今般の巨理町地域防災計画の修正に合わせ、主に、次の事項を修正したいと考えております。

- 避難情報の名称変更に対応 … 避難指示に 1 本化
- 津波情報等の内容等の整合 … 津波対策編の修正に合わせた内容

また、字句・単語・数値などの軽微な修正等についても、併せて行いたいと考えているものです。

3. 津波避難に関連する道路環境等に合わせ修正事項の整理

避難路等の工事が完了したことから、現状に合わせた修正をしたいと考えております。

- 避難路工事完了に伴う修正 … 車を用いた避難が可能な場合の想定速度等を修正

また、字句・単語・数値などの軽微な修正等についても、併せて行いたいと考えているものです。

4. 修正案及び意見照会について

修正案については、別冊でお示しさせていただきますので、内容等をご確認ください。

ご意見等については、下記により照会させていただきます。

【津波避難計画の修正に関するご意見がある場合】

- ①提出様式 別紙にてお配りさせていただきます。
- ②提出期限 令和 4 年 2 月 1 5 日 (火)
- ③提出先 巨理町役場 総務課 安全推進班 (ご持参・FAX・E-Mail)

●今後のスケジュールについて

これまでのご審議で、ご承認いただいた修正内容・方針等をもとに、地域防災計画の修正作業、並びに関連する諸計画・マニュアル等について、最終的な修正作業を行ってまいります。

今後は、本日ご説明した各種計画の修正内容等に関し、最終確認を行ったうえで作業を完了させ、県へ報告、4月1日より運用を開始する予定です。

また、将来的に、国の防災基本計画・宮城県地域防災計画の変更等により、本町地域防災計画にも修正が必要となった場合には、適宜、亘理町防災会議を開催し、修正を行いたいと考えております。

■ 今後のスケジュール

年 月	内 容 等	備 考
令和 4年 2月	亘理町防災会議 ・地域防災計画の修正内容について ・津波避難計画の修正内容について (字句等を含めた最終確認)	職員用各種マニュアルの修正を並行して実施
3月	宮城県への報告	
4月	各計画及びマニュアル等 運用開始	

○亙理町防災会議条例

昭和 38 年 3 月 16 日

条例第6号

平成12年3月31日条例第23号

平成24年9月18日条例第21号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき亙理町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 亙理町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 亙理町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
- (2) 宮城県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
- (3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- (4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者
- (5) 町の教育委員会の教育長
- (6) 町の消防長及び消防団長

(7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

6 委員の定数は、30 人以内とする。

7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 23 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 18 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。